

# 業種別における食品廃棄物等の発生抑制の 目標値設定に係る対応方向について (案)

第5回食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループ  
平成23年12月



# 業種別における食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定に係る対応方向について（案）

業種		発生抑制の目標値の対応	食品廃棄物等
食品製造業	冷凍水産加工品 部分肉・冷凍肉 砂糖（甘蔗糖） 果実酒 コーヒー ほか	食品の製造工程で発生する食品廃棄物等の多くが、製造に伴い必然的に発生する「不可食部」であり、目標値の設定が、過度な制約となる恐れがある。従って、今の段階では、国による目標値の設定は困難であり、当面は発生抑制は自主的な努力に委ね、再生利用の更なる推進に努める。	魚のアラ 骨や皮 バガス 葡萄搾り粕 コーヒー粕 ほか
	動植物油脂 小麦粉 精米・精麦業 砂糖（甜菜糖） ほか	食品の製造工程で発生する主（副）産物のほとんどが、商品として市場で流通しており、目標値の設定が、商品の抑制と取られかねず不適切。このため、自主的な努力により、廃棄物として処分されている部分の抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進に努める。	大豆ミール ふすま 米ぬか ビートパルプ ほか
	ハム・ソーセージ パン 豆腐・油揚げ 惣菜・すし・弁当 ほか	食品廃棄物等の発生は、製造過程だけでなく、流通との間に生じる過剰生産・在庫や返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し、発生抑制に努めていくことが必要	返品 パンくず おから 野菜くず ほか
食品小売業 各種種食料品(スーパー) コンビニエンスストア ほか 食品卸売業 食料・飲料卸売業	再生利用等実施率目標が達成されておらず、可食部の廃棄物の処分量も多いことから、目標値を設定し、発生抑制に努めていくことが必要	調理くず 売れ残り ほか	
外食産業	再生利用等実施率目標が達成されておらず、可食部の廃棄物の処分量も多いことから、目標値を設定し、発生抑制に努めていくことが必要 他方、今回の定期報告では、データが不足していることから、定期報告の業態区分を変更し、データが整った段階で速やかに目標値の設定を検討。	調理くず 食べ残し ほか	
食品製造業 その他の畜産・ 水産・調味料 ほか 食品小売業 野菜・果実 ほか	多種多様な業種が混在している業種や、定期報告の報告件数が少なく分析ができない業種であるため、今回は目標値の設定は困難。今後の報告状況等を踏まえ、目標値の設定を検討。	食鳥残さ 魚のアラ 売れ残り ほか	

# 業種別における食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定に係る方向について（案）

## ● 「発生抑制の目標値」の欄の記載は、以下のとおり。

「◎」＝目標値の設定を行う方向で検討、「○」＝発生抑制の重要性は高いが、今回はデータ不足により設定を見送る業種（本格実施の際（2年後）に設定を行うべき業種）、「▲」＝報告件数が少ない又は多様な業種で構成され、業種・業態の検討が不十分で、設定には更なる検討又はデータの収集が必要な業種、「－」＝食品廃棄物等が製造に伴い必然的に発生する不可食部等であるため今の段階では目標値の設定を見送る業種。

現行の定期報告での分類 <small>（基本的に日本標準産業分類の小分類）</small>	【参考】 <small>（日本標準産業分類の細分類）</small>	【事務局案】 発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の有無	【事務局案】 発生抑制の目標値の方向性	【事務局案】 発生抑制の目標値	【参考】 再生利用等実施率 （%）	業種詳細
畜産食料品製造業	部分肉・冷凍肉製造業	部分肉・冷凍肉製造業	－	●食品廃棄物等のほとんどは、製造に伴い必然的に発生する不可食部（骨など）であり、目標値の設定は困難	－	94.3	●部分肉、ブロック肉、冷凍食肉を製造
	肉加工品製造業	肉加工品製造業（肉缶詰除く）	売上高	●食品廃棄物等の発生は、生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	◎		●ソーセージ、ハム、ベーコンなどの肉製品（肉缶詰含む）を製造
	処理牛乳・乳飲料製造業	牛乳・乳製品製造業	売上高	●販売量に合わせた原材料の仕入れが難しく、一定の在庫はやむを得ないものの、生産過程だけでなく、食品廃棄物等のうち、流通との間で生じる過剰在庫、返品等が多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	◎		●処理牛乳（牛乳、粉乳、練乳など）、乳飲料、乳酸菌飲料を製造
	乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）						●バター、チーズ、クリーム、アイスクリームなどの乳製品を製造
	その他の畜産食料品製造業	その他の畜産食料品製造業	－	●多種多様な業種で構成され、業界としての考え方も異なることから、一律の設定は慎重に対応する必要があり、今後、データの蓄積による更なる検討が必要	▲		●他に分類されない畜産食料品（加工卵、乾燥卵、液卵、はちみつ、食鳥処理など）を製造
水産食料品製造業	水産缶詰・瓶詰製造業	水産缶詰・瓶詰製造業	－	●缶詰製造業としてカウント	－	81.0	●魚介類、海藻類を原料とした水産缶詰・瓶詰を製造
	海藻加工業	海藻加工業	－	●食品廃棄物等のほとんどは、製造に伴い必然的に発生する不可食部（魚のアラなど）であり、目標値の設定は困難	－		●海藻を原料として海藻加工品を製造
	塩干・塩蔵品製造業	塩干・塩蔵品製造業	－		－		●塩干魚介類、塩蔵魚介類を製造
	水産練製品製造業	水産練製品製造業	－	●食品廃棄物等の発生は、生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	○		●水産練製品（蒲鉾、焼きちくわ、揚げ蒲鉾）及び魚介類（鮭含む）を原料として魚肉ハム・ソーセージを製造
	冷凍水産物製造業	冷凍水産物製造業	－	●食品廃棄物等のほとんどは、製造に伴い必然的に発生する不可食部（魚のアラなど）であり、目標値の設定は困難	－		●水産物（鮭含む）を原料として冷凍品を製造
	冷凍水産食品製造業	冷凍水産食品製造業	－		－		●水産物（鮭含む）を原料として前処理を施し冷凍水産食品を製造 ●水産物（鮭含む）を原料として冷凍調理品を製造
	その他の水産食料品製造業	その他の水産食料品製造業	－	●多種多様な業種で構成され、業界としての考え方も異なることから、一律の設定は慎重に対応する必要があり、今後、データの蓄積による更なる検討が必要	▲		●他に分類されない水産食料品：素干し魚介、煮干魚介、くん製魚介、節類、塩辛、水産佃煮、水産漬物など

※ 「再生利用等実施率」における「X」は、調査対象が3未満であり、個人その他団体に関する秘密を保護するため結果を公表しないもの。

# 業種別における食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定に係る方向について（案）

現行の定期報告での分類 <small>（基本的に日本標準産業分類の小分類）</small>	【参考】 <small>（日本標準産業分類の細分類）</small>	【事務局案】 発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の有無	【事務局案】 発生抑制の目標値の方向性	【事務局案】 発生抑制の目標値	【参考】 再生利用等実施率 （%）	業種詳細
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）	缶詰製造業（水産缶詰、肉缶詰を含む）	—	●食品廃棄物等の発生は、生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫、返品等食品廃棄物等の発生によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	○	88.5	●果実及び野菜を原料として保存食料品（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む）を製造（水煮、ジャム、果実・野菜のジュース原液、乾燥野菜・果実ほか）
	野菜漬物製造業	野菜漬物製造業	—		○		●果実及び野菜を原料として漬物を製造
調味料製造業	醤油・食用アミノ酸製造業	醤油製造業（食用アミノ酸製造業除く）	売上高	●主（副）産物のほとんどを占める「醤油粕」は、商品としての市場取引が確立しており、製品が液状であることに留意する必要があるが、食品廃棄物等の発生は、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	◎	83.9	●醤油の製造、醸造
	味噌製造業	味噌製造業	売上高	●食品廃棄物等の発生は、生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	◎		●味噌の製造、醸造
	ソース製造業	ソース製造業	製造量		◎		●ソース、トマトソース、トマトケチャップ、マヨネーズを製造
	食酢製造業	食酢製造業	—	●報告件数が少ないことから、今後の定期報告の報告状況を見ながら目標値を設定方法を検討	▲		●食酢の製造、醸造
	その他の調味料製造業	その他の調味料製造業	—	●多種多様な業種で構成され、業界としての考え方が異なることから、一律の設定は慎重に対応する必要がある、今後、データの蓄積による更なる検討が必要	▲		●他に分類されない調味料を製造（カレー粉、唐辛子粉、わさび粉、こしょう粉、うまみ調味料 他）
糖類製造業	砂糖製造業	甘蔗糖製造業	原料処理量	●食品廃棄物等のほとんどは、製造に伴い必然的に発生する不可食部（バガスなど）であり、目標値の設定は困難	—	98.5	●国内産の甘味資源作物を原料として砂糖を製造（甘しゅ）
		甜菜糖製造業	—	●主（副）産物のほとんどを占める「ビートパルプ」は、商品としての市場取引が確立しており、目標値の設定は不適切	—		●国内産の甘味資源作物を原料として砂糖を製造（てん菜）
	砂糖精製業	砂糖精製業	—	●主（副）産物のほとんどを占める「糖蜜」は、商品としての市場取引が確立しており、目標値の設定は不適切	—		●購入した粗糖を精製して砂糖を製造（氷砂糖、角砂糖、糖みつ）
	ぶどう糖、水あめ、異性化糖製造業	ぶどう糖、水あめ、異性化糖製造業	—	●主（副）産物のほとんどを占める「グルテンミール、コーンスティープリカーなど」は、商品としての市場取引が確立しており、目標値の設定は不適切	—		●ぶどう糖、水あめ、異性化糖を製造
精穀・製粉業	精米・精麦業	精米・精麦業	—	●主（副）産物のほとんどを占める「米ぬか等」は、商品としての市場取引が確立しており、目標値の設定は不適切	—	96.4	●米穀のとう精、大麦・裸麦の精穀
	小麦粉製造業	小麦粉製造業	—	●主（副）産物の「ふすま」は、商品としての市場取引が確立しており、目標値の設定は不適切	—		●小麦粉を製造
	その他の精穀・製粉業	その他の精穀・製粉業	—	●食品廃棄物等のほとんどは、製造に伴い必然的に発生する不可食部（そば殻など）であり、目標値の設定は困難	—		●穀粉を製造（米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉）

※ 「再生利用等実施率」における「X」は、調査対象が3未満であり、個人その他団体に関する秘密を保護するため結果を公表しないもの。

# 業種別における食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定に係る方向について（案）

現行の定期報告での分類 <small>（基本的に日本標準産業分類の小分類）</small>	【参考】 （日本標準産業分類の細分類）	【事務局案】 発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の有無	【事務局案】 発生抑制の目標値の方向性	【事務局案】 発生抑制の目標値	【参考】 再生利用等実施率 （%）	業種詳細
パン・菓子製造業	パン製造業	パン製造業	売上高	●主（副）産物のほとんどを占める「パンの耳」は、商品としての市場取引が確立しているものの、食品廃棄物等の発生は、生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	◎	91.5	●パン類（食パン、菓子パン）を製造
	生菓子製造業	菓子製造業	—	●食品廃棄物等の発生は、生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	○		●ケーキ、ドーナツ、パイなどの洋菓子及び、羊羹、まんじゅうなどの和菓子を製造
	ビスケット類・干菓子製造業						●ビスケット、クラッカーなどを製造（ビスケット、干菓子、クラッカー、乾パン、小麦・澱粉を原料としたせんべい）
	米菓製造業						●米を原料としてあられ、せんべいなどを製造
	その他のパン・菓子製造業					●他に分類されないパン・菓子を製造（キャンデー、チョコレート、かりんとう、砂糖漬け、氷菓、チューインガム 他）	
動植物油脂製造業	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）	—	●主（副）産物のほとんどを占める「大豆ミール」は、商品としての市場取引が確立しており、目標値の設定は不適切	—	97.6	●圧搾・抽出により動植物油及び副産物（ミール）並びに動物の油脂、骨、肉からグリース、タローを製造
	食用油脂加工業	食用油脂加工業	—	●食品廃棄物等の発生は、生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	○		●圧搾・抽出により大豆油、菜種油、米油、綿実油、など植物油及び副産物（油かす）を製造
その他の食料品製造業	でん粉製造業	でん粉製造業	—	●主（副）産物のほとんどを占める「グルテンミール、コーンステープリカーなど」は、商品としての市場取引が確立しており、目標値の設定は不適切	—	89.1	●かんしょ、ばれいしょ、穀類からでん粉を製造（コーンスターチ製造）
	めん類製造業	めん類製造業	売上高	●食品廃棄物等の発生は、生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	◎		●うどん、そうめん、そば、マカロニなどを製造
	豆腐・油揚げ製造業	豆腐・油揚げ製造業	売上高	●報告件数が少ないことから、今後の定期報告の報告状況を見ながら目標値を設定方法を検討	◎		●大豆を原料として豆腐、油揚げ又はしみ豆腐を製造
	あん類製造業	あん類製造業	—		▲		●小豆、その他豆類を原料として生あん、練あん、乾燥あんを製造
	冷凍調理食品製造業	冷凍調理食品製造業	売上高	●食品廃棄物等の発生は、生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	◎		●野菜、水産物、食肉を原料として調理食品を製造し、急速冷凍を行って凍結状態のまま包装した冷凍調理食品を製造
	そう（惣）菜製造業	そう（惣）菜製造業	売上高		◎		●野菜、水産物、食肉、穀類を原料とし、煮物、焼き物、揚げ物、炒め物、蒸し物、和え物等を製造
	すし・弁当・調理パン製造業	すし・弁当・調理パン製造業	売上高		◎		●すし、弁当、調理パン等の調理食品を製造
	レトルト食品製造業	レトルト食品製造業	—		○		●レトルト食品を製造
	他に分類されない食料品製造業	他に分類されない食料品製造業	—	●多種多様な業種で構成され、業界としての考え方が異なることから、一律の設定は慎重に対応する必要があり、今後、データの蓄積による更なる検討が必要	▲	●他に分類されない各種食料品を製造（納豆、こんにゃく、焼酎、もち、なめ味そ、パン粉、カット野菜 他）	

※ 「再生利用等実施率」における「X」は、調査対象が3未満であり、個人その他団体に関する秘密を保護するため結果を公表しないもの。

# 業種別における食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定に係る方向について（案）

現行の定期報告での分類 <small>（基本的に日本標準産業分類の小分類）</small>	【参考】 <small>（日本標準産業分類の細分類）</small>	【事務局案】 発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の有無	【事務局案】 発生抑制の目標値の方向性	【事務局案】 発生抑制の目標値	【参考】 再生利用等実施率 （%）	業種詳細
清涼飲料製造業	清涼飲料製造業	清涼飲料製造業 （茶、J-7、果汁など残 さが出るもの）	—	●製品が液状であることから、目標値の設定が安易な排水処理につながる恐れもあることに留意しつつも、食品廃棄物等の発生は、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要	○	91.1	●アルコールを含まない飲料（サイダー、炭酸水、ジュース、シロップ、茶系飲料、コーヒー飲料など）
		清涼飲料製造業（その他）	—		○		
茶・コーヒー製造業 （清涼飲料を除く）	製茶業	製茶業	—	●食品廃棄物等のほとんどは、製造に伴い必然的に発生する不可食部（茶のくす等、コーヒー粕）であり、目標値の設定は困難	—	96.9	●購入した生茶葉又は荒茶を主原料として荒茶又は仕上げ茶を製造（緑茶、紅茶）  ●コーヒー生豆をほうせん（焙煎）、粉砕しコーヒー又はインスタントコーヒーを製造
	コーヒー製造業	コーヒー製造業	—		—		
酒類製造業	果実酒製造業	果実酒製造業	—	●食品廃棄物等のほとんどは、製造に伴い必然的に発生する不可食部（ぶどう搾り粕など）であり、目標値の設定は困難	—	95.4	●ぶどう、りんごなどの果実から果実酒を製造
	ビール類製造業	ビール類製造業	—	●主（副）産物のほとんどを占める「麦芽粕、ビール酵母」は、商品としての市場取引が確立しており、目標値の設定は不適切	—		●ビール及び発泡酒を製造
	清酒製造業	清酒製造業	—	●主（副）産物のほとんどを占める「米ぬか、清酒粕」は、商品としての市場取引が確立しており、目標値の設定は不適切	—		●清酒を製造
	蒸留酒・混成酒製造業	単式蒸留焼酎製造業	蒸留酒・混成酒製造業 （単式蒸留焼酎除く）	製造量	●主（副）産物のほとんどを占める「焼酎粕」は、商品としての市場取引が確立しており、目標値の設定は不適切		—
●多種多様な業種で構成され、業界としての考え方が異なることから、一律の設定は慎重に対応する必要があり、今後、データの蓄積による更なる検討が必要		▲					
農畜産物・水産物卸売業	米麦卸売業	米麦卸売業・雑穀卸売業	—	●食品廃棄物等のほとんどは、川下からのニーズに対応した前処理に伴う魚のあらや野菜くすなどで、再生利用等実施率目標も達成しており、「食品の製造に伴い必然的に発生する廃棄物」の取り扱いと同様、慎重に扱う必要がある。	—	72.0	●米、麦の卸売
	雑穀卸売業				—		●雑穀、大豆、落花生、豆類（乾燥）、小麦粉、穀粉、でん粉の卸売
	野菜卸売業	野菜卸売業・果実卸売業	—		●青物、野菜の卸売、青物市場仲買業		
	果実卸売業		—		●果実、木の果の卸売、果物市場仲買業		
	生鮮魚介卸売業	生鮮魚介卸売業	—		—		●精肉、牛肉、豚肉、馬肉、獣肉、冷凍肉、鳥肉、畜産副産物（臓器、舌など）の卸売
	食肉卸売業	食肉卸売業	—		●食品廃棄物等の発生は、生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫、返品等によっても多く発生しており、可能な限り目標値を設定し発生抑制に努めていくことが必要		○
その他の農畜産物・水産物卸売業	その他の農畜産物・水産物卸売業	—	●多種多様な業種で構成され、業界としての考え方が異なることから、一律の設定は慎重に対応する必要があり、今後、データの蓄積による更なる検討が必要	▲	●原皮、原毛皮、原羽毛、種実（製油用）、家畜、家さん、卵、はちみつ、わら、生のりの卸売		

※ 「再生利用等実施率」における「X」は、調査対象が3未満であり、個人その他団体に関する秘密を保護するため結果を公表しないもの。

# 業種別における食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定に係る方向について（案）

現行の定期報告での分類 <small>（基本的に日本標準産業分類の小分類）</small>	【参考】 （日本標準産業分類の細分類）	【事務局案】 発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の有無	【事務局案】 発生抑制の目標値の方向性	【事務局案】 発生抑制の目標値	【参考】 再生利用等実施率（%）	業種詳細
食料・飲料卸売業	砂糖・味噌・醤油卸売業	食料・飲料卸売業 (飲料卸売業が主を除く)	売上高	●食料・飲料卸売業は、再生利用等実施率目標も達成されておらず、可食部の廃棄物の処分量も多いことから、発生抑制の目標を設定し、積極的に発生抑制に努めていくことが必要	◎	39.8	●砂糖問屋：砂糖、角砂糖、粉糖、氷砂糖、異性化糖、味ぞ、しょう油、たまりの卸売
	酒類卸売業						●酒問屋：日本酒、洋酒、果実酒、みりんの卸売
乾物卸売業	●乾物問屋：乾物、塩干魚、乾燥卵、燻卵、冷凍液卵、粉卵、干しのり、干し海藻、こんぶ、干しきのこ、こんにゃく、乾燥野菜、かんぴょう、香辛料、高野豆腐、寒天、麩の卸売						
菓子・パン卸売業	●菓子、和菓子、干菓子、駄菓子、甘納豆、パン類、ビスケット、あめ、あん、水あめ、キャンデー、ピーナッツの卸売						
飲料卸売業	●清涼飲料、シロップ、果汁、ミネラルウォーター、炭酸水、コーヒー飲料、果汁飲料、茶類飲料、乳酸菌飲料の卸売						
	茶類卸売業	食料・飲料卸売業 (飲料卸売業が主)	売上高		◎		●茶、はま茶、こぶ茶、紅茶、ハブ茶、麦茶、コーヒー、ココア、中国茶の卸売
	牛乳・乳製品卸売業						●酪農製品（牛乳、バター、チーズ、練乳、粉乳など）、アイスクリームの卸売
	その他の食料・飲料卸売業						●水産練製品（かまぼこ、はんぺん、ちくわなど）、おでん材料、うどん・そば・中華そば、乾麺、納豆、アイスクャンデー、ソース、ベーキングパウダー、塩蔵肉、塩蔵魚、くん製品、ハム・ベーコン・ソーセージ、食用油、豆腐、塩、酢、加工豆（煮豆・納豆など）、冷凍調理食品、レトルト食品、缶詰食品、瓶詰め食品などの卸売
各種食料品小売業	百貨店、総合スーパー	各種食料品小売業	売上高	●各種食料品小売業は、再生利用等実施率目標も達成されておらず、可食部の廃棄物の処分量も多いことから、発生抑制の目標を設定し、積極的に発生抑制に努めていくことが必要	◎	37.6	●百貨店・デパート（従業員常時50人以上）、総合スーパー（従業員常時50人以上）
	各種食料品小売業						●各種食料品店、食料雑貨店
野菜・果実小売業	野菜小売業	野菜・果実小売業	—	●報告件数が少ないことから、今後の定期報告の報告状況を見ながら目標値を設定方法を検討	▲	X	●八百屋
	果実小売業						●果物屋
食肉小売業	食肉小売業（卵、鳥肉を除く）	食肉小売業（卵、鳥肉を除く）	—	●食肉小売業における食品廃棄物等は、前処理に伴う「脂」などが多いものの、在庫による処分もあることから、発生抑制の目標を設定し、発生抑制に努めていくことが必要	○	55.8	●肉屋：獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品、魚肉ハム・ソーセージを小売
	卵、鳥肉小売業	卵、鳥肉小売業	—				○

※ 「再生利用等実施率」における「X」は、調査対象が3未満であり、個人その他団体に関する秘密を保護するため結果を公表しないもの。



# 業種別における食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定に係る方向について（案）

現行の定期報告での分類 <small>（基本的に日本標準産業分類の小分類）</small>	【参考】 （日本標準産業分類の細分類）	【事務局案】 発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の有無	【事務局案】 発生抑制の目標値の方向性	【事務局案】 発生抑制の目標値	【参考】 再生利用等実施率（%）	業種詳細
鮮魚小売業	鮮魚小売業	鮮魚小売業	売上高	●食品廃棄物等のほとんどは、前処理に伴う「魚のあら」などであり、「食品の製造に伴い必然的に発生する不可食部」の取り扱いと同様、慎重に扱う必要がある。	—	91.3	●魚屋：鮮魚、貝類、かき、川魚、食用カエル、冷凍魚、海藻を小売
酒小売業	酒小売業	酒小売業	—	●報告件数が少ないことから、今後の定期報告の報告状況を見ながら目標値の設定方法を検討	▲	X	●酒屋
菓子・パン小売業	菓子小売業（製造小売）	菓子・パン小売業	売上高	●菓子・パン小売業は、再生利用等実施率目標も達成されておらず、可食部の廃棄物の処分量も多いことから、発生抑制の目標を設定し、積極的に発生抑制に努めていくことが必要	◎	28.2	●洋菓子、和菓子、干菓子、駄菓子、せんべい、あめ、ケーキ、まんじゅう、もち、焼き芋、アイスクリーム・キャンデー、ドーナッツを小売
	菓子小売業（製造小売でないもの）						●上記の製造小売でないもの
	パン小売業（製造小売）						●パンの小売
	パン小売業（製造小売でないもの）						●上記の製造小売でないもの
その他の飲食料品小売業	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）	売上高	●その他の飲食料品小売業は、再生利用等実施率目標も達成されておらず、可食部の廃棄物の処分量も多いことから、発生抑制の目標を設定し、積極的に発生抑制に努めていくことが必要	◎	37.2	●コンビニエンスストア
	牛乳小売業	その他の飲食料品小売業（コンビニ以外）	—	●報告件数が少ないことから、今後の定期報告の報告状況を見ながら目標値の設定方法を検討	▲		●牛乳の小売
	飲料小売業						●清涼飲料、ミネラルウォーター、果汁飲料、茶飲料、乳酸菌飲料の小売
	茶類小売業						●茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦茶、紅茶の小売
	料理品小売業						●惣菜、揚げ物、駅弁売店、他から仕入又は作り置き調理パン・おにぎり・ハンバーガー・ピザ・持ち帰り弁当、煮豆の小売
	米穀類小売業						●米麦、雑穀、豆類の小売
	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業						●豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、佃煮、かまぼこ、ちくわ、おでん材料などの小売
	乾物小売業						●乾物屋：干魚、かんぴょう、麩、乾燥野菜、乾燥果実、高野豆腐、干しひのき、くん製品、海藻海藻などの小売
他に分類されない飲食料品小売業	●他に分類されない飲食料品を小売：乾麺類、インスタントラーメン、缶詰、夕食材料配達、乳製品、調味料、しょう油、食酢、ソース、香辛料、七味とうがらしなどを小売						

※ 「再生利用等実施率」における「X」は、調査対象が3未満であり、個人その他団体に関する秘密を保護するため結果を公表しないもの。

# 業種別における食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定に係る方向について（案）

現行の定期報告での分類 <small>(基本的に日本標準産業分類の小分類)</small>	【参考】 日本標準産業分類の細分類	【事務局案】 発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の有無	【事務局案】 発生抑制の目標値の方向性	【事務局案】 発生抑制の目標値	【参考】 再生利用等実施率 (%)	業種詳細
飲食店	食堂・レストラン（専門料理店を除く）	食堂・レストラン	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲食店は、再生利用等実施率目標も達成されておらず、可食部の廃棄物の処分量も多いことから、発生抑制の目標を設定し、積極的に発生抑制に努めていくことが必要</li> <li>●他方、現状においては、定期報告の分類が業種を反映していないことから、目標値の設定が可能となるような業態区分で定期報告を求め、データがそろった段階で目標の設定について検討</li> <li>●なお、当該業種については、食品廃棄物等の実態を考慮し、調理屑が多い「食堂・レストラン」、食べ残しが多い「居酒屋等」、コーヒー粕・茶粕が多い「喫茶店」、テイクアウトが多い「ファーストフード店」、「その他の飲食店」に分類する。</li> </ul>	○	31.2	●大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリーレストラン
	日本料理店						●天ぷら料理店、うなぎ料理店、川魚料理店、精進料理店、とんかつ料理店、握り飯屋、沖縄料理店、郷土料理店、かに料理店、牛丼店、ちゃんこ鍋店、しゃぶしゃぶ店、すき焼き店、懐石料理店、割烹料理店
	料亭						●料亭（主に日本料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所）
	中華料理店						●中華料理店、上海料理店、北京料理店、広東料理店、四川料理店、台湾料理店、餃子店、ちゃんぽん店
	ラーメン店						●ラーメン店、中華そば店
	焼き肉店						●焼肉店
	その他の専門料理店						●西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スペイン料理店、韓国料理店、インド料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店
	そば・うどん店						●そば屋、うどん店、きしめん店、ほうとう店
	すし店	●すし屋					
	酒場・ビアホール	居酒屋等	-	○	○	●大衆酒場、居酒屋、焼き鳥店、おでん店、もつ焼き屋、ダイニングバー、ビアホール	
	バー、キャバレー、ナイトクラブ					●スナックバー、キャバレー、ナイトクラブ	
	喫茶店	喫茶店	-	○	○	●喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、珈琲店、カフェ	
	ハンバーガー店	ファーストフード店	-	○	○	●ハンバーガー店	
お好み焼き、焼きそば、たこ焼き店	その他の飲食店 (ファーストフード除く)	●お好み焼き店、焼きそば店、たこ焼き店、もんじゃ焼き店 ※「持ち帰り専門店除く」					
他に分類されないその他の飲食店		●大福屋、今川焼き屋、氷水店、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、サンドイッチ専門店、フライドチキン店、ドーナツ店、ドライブ店（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）					

※ 「再生利用等実施率」における「X」は、調査対象が3未満であり、個人その他団体に関する秘密を保護するため結果を公表しないもの。

# 業種別における食品廃棄物等の発生抑制の目標値設定に係る方向について（案）

現行の定期報告での分類 <small>（基本的に日本標準産業分類の小分類）</small>	【参考】 （日本標準産業分類の細分類）	【事務局案】 発生抑制の目標値設定における業種区分	密接な関係をもつ値の有無	【事務局案】 発生抑制の目標値の方向性	【事務局案】 発生抑制の目標値	【参考】 再生利用等実施率（%）	業種詳細
持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業	持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業者を除く）	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●持ち帰り・配達飲食サービス業は、再生利用等実施率目標も達成されておらず、可食部の廃棄物の処分量も多いことから、発生抑制の目標を設定し、積極的に発生抑制に努めていくことが必要</li> <li>●他方、現状においては、定期報告の分類が業種を反映していないことから、目標値の設定が可能となるような業態区分で定期報告を求め、データがそろった段階で目標の設定について検討</li> <li>●なお、当該業種は、消費者の方で食べ残しが発生するという特徴があるが、このうち給食事業者は事業者の方で食べ残しが発生するため、「持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業者除く）」と「給食事業者」に分類する。</li> </ul>	○	33.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>●持ち帰りのすし店、弁当屋、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）※他から仕入れたもの及び作り置きものは除く</li> <li>●宅配ピザ屋、仕出し料理、デリバリー専門店、ケータリングサービス店、給食センター、病院・施設給食業、配食サービス</li> </ul>
	配達飲食サービス業	給食事業者	—		○		
沿海旅客海運業	沿海旅客海運業	沿海旅客海運業	—	●報告件数が少ないことから、今後の定期報告の報告状況を見ながら目標値の設定方法を検討	▲	X	●国内旅客定期航路業、国内旅客不定期航路業、自動車航送業
内陸水運業	港湾旅客海運業	内陸水運業	—	●報告なし	▲	-	●通船業、港湾内遊覧船業
	河川水運業						●河川水運業、河川渡船業、河川遊覧船業
	湖沼水運業						●湖沼水運業、湖沼渡船業、湖沼遊覧船業
結婚式場業	結婚式場業	結婚式場業	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●結婚式場業は、再生利用等実施率目標は達成しているものの、可食部の廃棄物の処分量の割合は多めであることから、発生抑制の目標を設定し、発生抑制に努めていくことが必要</li> <li>●他方、定期報告の結果では有意な相関が得られなかったことから、目標値の設定が可能となるような密接な関係をもつ値で定期報告を求め、データがそろった段階で目標の設定について検討</li> </ul>	○	63.9	●結婚式場業
旅館業	旅館業	旅館業	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旅館業は、再生利用等実施率目標は達成しているものの、可食部の廃棄物の処分量は多いことから、発生抑制の目標を設定し、積極的に発生抑制に努めていくことが必要</li> <li>●他方、定期報告の結果では有意な相関が得られたもののカバー率が低いことから、目標値の設定が可能となるような密接な関係をもつ値で定期報告を求め、データがそろった段階で目標の設定について検討</li> </ul>	○	45.3	●シティホテル、観光ホテル、ビジネスホテル、駅前旅館、割烹旅館、民宿

※ 「再生利用等実施率」における「X」は、調査対象が3未満であり、個人その他団体に関する秘密を保護するため結果を公表しないもの。